

省エネ型浄化槽に補助金 公募期限は11月末

環境省は、浄化槽の低炭素化を推進するため、省エネ型設備の普及促進に力をいれている。事業の名称は「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」。具体的には、公共施設や事業所などで使う「51人槽」以上の合併処理浄化槽の高効率プロトロへの更新や、「60人槽」以上の合併処理の省エネ浄化槽への交換などが対象となる。いずれも一定の基準を満たせば最大2分の1の補助金が出る。本年度が最終年度で公募期限は11月30日。受付窓口は兵庫県水質保全センター。

災害時…早い復旧、費用も安く

近年は、地震などによる大規模災害も想定されるが、線状降水帯の停滞による水害や土砂災害が全国規模で相次いでおり、汚水処理施設の復旧の遅れは、住民の暮らしに影響を及ぼすこともある。その点、浄化槽は設備が小規模で設置作業が比較的簡単なことから復旧は早い。地震を含めた大規模な災害で被害を受けた場合でも約1週間で正常化が可能で、費用も安い。

また、将来的な人口の減少を踏まえて、県内の市町においても、下水道計画エリアの一部を浄化槽エリアへ計画変更も見られる。下水道と同等の処理能力を有し、災害に強く、経済性にも優れた浄化槽への関心は年々ますます強くなっている。

なお、同センターでは、浄化槽を安心して使ってもらえるよう会員業者が一体となった責任体制のもと、工事保証、水質保証など新設される50人槽以下の浄化槽を対象に保証制度を創設運用している。



年1回行われる「法定検査」の様子。検査を行う職員は訪問時、コロナ対策を徹底している

きょう10月1日は「浄化槽の日」

住宅、会社、公共施設などで発生する汚水を、浄化槽は微生物の力を借りてきれいにする。一般的な住宅の場合、車1台分の駐車スペースがあれば設置できる。その仕組みは、タンクに流れ込む汚水の有机物を微生物が分解、次に塩素剤で殺菌消毒して放流するというもの。シンプルだが、能力は大規模な下水道施設と同じだ。

ただ、維持管理は基本的に個人が担う。使用者は定められた「保守点検」「清掃」「法定検査」を守る必要がある。

「保守点検」はポンプを含む設備の点検や消毒剤の補充などで、年3回以上の実施が義務づけられている。「清掃」は汚泥の引き抜き、付属機器類の洗浄などで、年1回以上必要となる。 「法定検査」は、保守点検および清掃が正しく行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査する。知事の指定を受けた兵庫県水質保全センターが担う。浄化槽の使用者は年1回受検する必要がある。暮らしに欠かせない浄化槽の維持管理は、

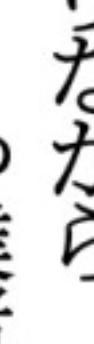
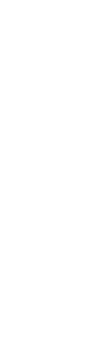
保守点検など 管理は個人

浄化槽 SDGsに貢献

私たち日々の暮らしを通じ、大量の生活排水を発生させている。川や海を汚さないためには浄化設備が不可欠だが、全国的には下水道施設が行き届いていない地域も少なくない。そんなところで活用されているのが浄化槽だ。建物ごとに手軽に設置できる上、機能も下水道施設に見劣りしない。近年は各地で

水害や土砂災害が繰り返し起っているが、復旧作業が比較的簡単という浄化槽の利点があらためて注目されている。さまざまなメリットは、国連が掲げる持続可能な開発目標(SDGs)とも一致する。10月1日は「浄化槽の日」。優れた点や使用に当たっての注意点などをまとめた。

昨年から続くコロナ禍でも続けなくてはならない。法定検査を行う同センターの職員は、訪問時には「マスクと帽子の着用」「消毒の徹底」「管理者との接触を避ける」などの対策を徹底している。保守点検や清掃の業者も行政の指導を守りながら、作業をしている。安心して同センターや業者に依頼できる体制が整っている。



微生物で汚水処理、下水道施設と同等

二酸化炭素排出による温暖化などで、環境問題への関心が年々高まっている。このため、浄化槽の法定検査をはじめ、会員業者が製造、工事、保守点検および清掃の適正化を図るための事業を行っている同センターは、昨年11月、国連が採択した持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みを推進することを宣言した。浄化槽を適正に維持管理することで、環境に貢献する。SDGsが掲げる17の目標のうち「安全な水とトイレを世界中に」「海の豊かさを守ろう」の2項目が対象となる。

国も、環境保全に役立つ浄化槽の充実を後押しする。昨年4月に施行された「改正浄化槽法」は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するのが主な目的だ。

浄化槽は、洗濯・風呂・台所用水などすべての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」と、トイレの汚水だけを処理する「単独処理浄化槽」に大別される。単独処理は平成13年以来、新設は認められていない。だが今も全国で約375万基、50%弱も残っている。兵庫県でも全体の45%、約3万7千基もある。改正浄化槽法では、知事等が、漏水などのある単独処理浄化槽で、放置すれば、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生ずるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」に対して、除却等を勧告、命令できるなど強い措置がとれるようになった。その判定には、法定検査が重要であることから、同センターは、コロナ禍の中でも実態調査などにより浄化槽台帳を精査し、受検機会の確保に努めている。